

議案第32号

寒川町介護保険条例の一部改正について

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に係る介護保険料の減免の対象とする期間を延長するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「令和2年2月1日から令和4年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め、「同じ。)が定められている」の次に「令和3年度及び令和4年度」を加え、「令和2年2月1日以後」を「令和3年4月1日以後」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

